

# COVID-19 感染リスク下での岡山大学高大連携事業「講師派遣」実施に係るガイドライン

令和2年12月1日

高大連携推進専門委員会承認

令和3年6月7日 改正

令和3年12月14日 改正

令和4年5月31日 改正

令和4年7月1日 改正

令和4年12月19日 改正

目的：COVID-19 感染を防ぎつつ対面での「講師派遣」を実現すること。

「講師派遣」は、高校生を対象とした学習機会等の提供を主たる目的とし、高等学校からの求めに応じて高等学校へ講師を派遣し、大学の研究内容の講演等を行い、本学を広く知っていただく事業である。

アプローチ：一般的な感染症対策の実施を行った上で、3密（密閉・密集・密接）のいずれの条件も満たさないよう配慮する。

## 具体的方策

### 1. 高校へ派遣する教員・学生の制限

高校へ派遣する教員・学生は、高校と調整の上、本学が選出した者に限る。また、以下に該当する場合は、学務企画課へ連絡の上、派遣を取りやめること。

#### 1) 当日の健康状態

- ・37.5度以上（又は、普段よりも+1度以上）の発熱がある。
- ・咳、頭痛、咽頭痛、息苦しさや倦怠感の症状がある。

#### 2) 過去7日以内の健康状態

- ・発熱、咳、咽頭痛、息苦しさや倦怠感の症状があった。又は、同居している家族等に同様の症状があった。

### 2. 派遣期間の制限

派遣可能な期間は、本学が、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置等の対象区域に該当せず、本学の授業実施における新型コロナウイルス感染拡大防止のための岡山大学の活動制限指針が1.5以下の期間とする。

### 3. 派遣地域の制限

派遣地域は、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置等の対象区域を除く。

### 4. 派遣先及び派遣日時について

派遣先及び派遣日時は予め計画し、派遣に先立ち、教学担当理事から承認を得たBCS（業務継続戦略）に従って調整した派遣先及び日時に限る。派遣時は、そのBCSに従うとともに、派遣された時間帯を記録する。また、BCSは派遣地域、派遣行程における感染状況を確認の上、原則、派遣日の1か月前の状況により最終的な派遣の可否及び実施方法を決定する。そのため、派遣が派遣期間及び派遣地域の制限解除後1カ月以内にオンラインで実施予定されている場合、対面実施への変更は行わない。また、派遣決定後においても感染状況により、実施方法の変更または中止する場合がある。

## 5. 派遣行程

派遣の行程では人が集まる場所及び混雑時の公共交通機関の利用を控える等、感染防止対策に努める。

## 6. 派遣講師への注意事項

- 1) 派遣の7日前から、検温等健康観察を行う。
- 2) 訪問時には、手指の消毒を行い、講演や講義中においても、必ず不織布のマスクを着用し、咳エチケットに注意する。
- 3) 会場の換気には十分注意する。
- 4) 会場内において十分な対人距離の確保に注意する。
- 5) 派遣終了後、7日以内に新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、学務部学務企画課へ報告する。

7. 本ガイドライン及び「感染防止対策のチェックリスト」について、派遣講師・学生とも遵守するとともに、派遣先にも遵守いただくこと。

8. 複数部局からの派遣の場合、1部局でもオンラインでの実施を希望する場合は、実施方法について調整する。

## 9. ガイドラインの対象期間

本学の新型コロナウイルス対策本部会議が設置されている期間とする。

10. 本ガイドラインは、必要に応じて見直しを行う。

11. このガイドラインは、令和4年12月19日から施行する。